

## 山口市地域包括支援センター運營業務委託仕様書

### 1 目的

本仕様書は、介護保険法（以下「法」という。）第115条の46の規定に基づき、本業務の受託法人（以下「受託法人」という。）が設置した地域包括支援センター（以下「センター」という。）において実施する業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2 担当圏域、担当地域及び高齢者人口

※ 「高齢者人口」は令和2年10月1日現在

圏域	担当地域	高齢者人口
北東部	仁保・宮野	5,406人
南部（川西）	嘉川・佐山・阿知須	6,295人

### 3 施設の設置場所等

- (1) 受託法人は、担当地域内にセンターを設置すること。なお、設置場所については、中立・公正な運営を確保するため、法人本体施設と分離し、独立して設置することを基本とする。ただし、本体施設内に設置する場合は、居宅介護支援事業所及び予防給付・総合事業に係わる事業所と部屋を分けて設置すること。
- (2) 設置する場所は、わかりやすく、利用しやすい場所に配慮すること。また、バリアフリー等に十分配慮した場所や設備とすること。
- (3) 業務用車両とは別に、利用者専用の駐車スペースを敷地内または隣接地に確保すること。
- (4) センターの看板を来所者等に明確になるよう1か所以上設置すること。
- (5) センターには、事務室及び、プライバシーが確保されるよう、相談室等を配置すること。
- (6) 事務室内には、業務に必要な机、椅子、施錠可能な書庫、パソコン、プリンター、電話、FAX等を設置すること。なお、業務に必要な物品のうち、別紙「貸与物品一覧」に記載されているものは、市が無償貸与するものとする。
- (7) インターネットへの接続が可能な環境を整備するとともに、センター専用のメールアドレスを取得すること。

### 4 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

なお、令和5年度以降は、前年度において、センターの事業評価の結果、センター機能が地域において十分発揮されていると認められる場合は、山口市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）の承認を得たうえで、次年度においても引き

続き委託法人として選定する。

## 5 業務内容

事業の実施に当たっては、「地域支援事業の実施について（平成18年6月9日付け老発0609001号厚生労働省老健局長通知）」及び「地域包括支援センターの設置運営について（平成18年10月18日付け老計発第1018001号、老振発第1018001号、老老発第1018001号）」に基づき行うものとし、「山口市地域包括支援センター運営方針」や一般財団法人長寿社会開発センター発行の「地域包括支援センター運営マニュアル2訂」等に従い、適切に実施するものとする。

### (1) 包括的支援事業

#### ア 総合相談支援業務

高齢者等に関する様々な相談に応じ、地域の保健・医療・福祉サービスの利用又は関係機関につなぐとともに、専門的・継続的な支援のために必要となるネットワークの構築を行う。また、高齢者本人のみならず、介護を行う家族等に対する支援を行う。

#### ① 総合相談

##### a 初期段階の相談対応

高齢者及び関係機関等からの電話、来所、訪問等による保健・医療・福祉に関する各種相談に対し、的確に情報提供を行い、適切なサービス又は制度に関する情報提供や関係機関の紹介等を行う。

来所相談者に対しては、相談の目的や生活の困りごとを聞き取るとともに、介護保険事業（介護予防・日常生活支援事業を含む）の主旨と手続きについて説明する。生活の困りごと等の相談をした高齢者等（明らかな予防給付サービスが必要な場合を除く）に対しては、基本チェックリストを実施し、その結果から利用するサービス等（社会資源、一般介護予防事業、総合事業、予防給付）の案内を行う。

##### b 多様な機会を利用した事業の推進

センターは、事務所内だけではなく様々な機会を利用し、高齢者等からの相談を受ける。

##### c 継続的・専門的な相談支援

相談内容の把握・分析を行い、解決困難な相談事例については、定期的に進捗管理を行う。相談を受けた中で、「継続的・専門的な関与」、「高齢者虐待の場合等緊急の対応」が必要と判断した場合、市へ報告したうえで、事例に即した適切な対応をとる。解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握した場合には、適切な支援機関につなぐ。

また、地域住民が気軽に相談でき、適切な保健・医療・福祉サービスにつなげるワンストップサービスの拠点としての機能を果たす。

d 家族を介護するものに対する相談支援

家族介護者からの相談支援として、疾病への理解、利用者本人との対応・コミュニケーション方法を具体的に伝えていく。

② ネットワークの構築

高齢者等からの相談を受け、適切な支援を行うため保健・医療・福祉を始めとする様々な関係機関、関係者（地域における行政機関、医療機関、介護サービス提供事業者、民生委員・児童委員、自治会、社会福祉協議会等）の会議及び行事等へ積極的に出席し、地域における関係機関、関係者とのネットワークを構築する。

③ 実態把握

日々の活動を通じて、地域の高齢者の心身の状況や生活実態等を把握することで、顕在化していない地域のニーズや課題を明らかにし、早期に対応できるよう努める。

イ 権利擁護業務

地域において尊厳ある生活を維持し、安心して生活することができるよう、専門的・継続的な視点から高齢者の権利擁護のために必要な支援を行う。

① 高齢者虐待の防止・対応

- a 高齢者虐待の早期発見・早期対応を行うため、継続的に市民、民生委員・児童委員及び介護サービス提供事業者等に虐待防止の普及啓発を図る。
- b 関係機関及び基幹型地域包括支援センターと連携し、虐待への適切かつ迅速な対応に努める。
- c 市が開催する虐待ネットワーク会議に参加し、関係機関との連携体制を図る。

② 権利擁護の推進

- a 高齢者の権利擁護に関する知識の普及啓発や地域福祉権利擁護事業・成年後見制度の周知を行う。
- b サービスの選択や消費者被害等の権利擁護に関する相談を受けるとともに、本人の自己決定支援を含めた専門的・継続的支援を関係機関と連携し行う。

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

多様な生活課題を抱えている高齢者の個々の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実施するため、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において、多職種相互の協働等により連携する体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援を行う。

① 地域包括支援ネットワークの構築

高齢者一人ひとりの状態に応じた支援ができるように、地域の保健・医療・福祉サービス提供機関、民生委員・児童委員協議会及びインフォーマルサービス等の

様々な社会的資源が有機的に連携できるよう連携体制の構築を図る。

② 介護支援専門員への支援

- a 介護支援専門員が抱える事例等について、関係機関と連携し専門的見地から助言等を行い、実践力向上の支援を行う。
- b 介護支援専門員が介護保険サービス以外の様々な社会資源を活用できるよう情報の提供やケアマネジメント技術の向上を目的とした研修等を行う。
- c 介護支援専門員が日常的に円滑な業務を実施できるよう、介護支援専門員同士のネットワークの構築を支援する。

エ 介護予防ケアマネジメント業務

介護予防及び日常生活支援のため、高齢者の心身の状況等に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業、その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な支援を行う。

① 介護予防の推進

- a 高齢者の相談に対し、要介護・要支援認定の申請、又は基本チェックリストの実施等、介護予防等事業の利用に向けた支援を行う。
- b 要支援者及び基本チェックリスト該当者を対象として、自立支援の視点から、介護予防・生活支援サービス、介護予防給付サービス、一般介護予防事業の組み合わせによる適切な介護予防ケアマネジメントを実施する。また、ケアマネジメントについては、3職種が相互に連携し行うとともに、モニタリングにより業務の評価を行う。
- c 介護予防ケアマネジメント業務については、「介護予防・日常生活支援総合事業の対応・介護予防ケアマネジメントマニュアル」に基づいて実施する。
- d 障害者総合支援法において従来支援を行っていた相談支援専門員と連携する等、制度間のサービス継続が円滑に行われるように留意する。
- e 高齢者等に対し、複数の訪問型サービス事業者、通所型サービス事業者を紹介するよう求めることができること等について説明を行い、理解を得る。
- f 介護予防ケアマネジメントの提供の開始に際し、利用者等が入院の必要性が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院に伝えるよう利用者にあらかじめ求めておく。
- g サービス担当者会議は、利用者及び家族の参加を基本とする。
- h 訪問型サービス事業者、通所型サービス事業者等から高齢等に係わる情報の提供を受けた時等は、高齢者等の同意を得て主治の医師もしくは歯科医師又は薬剤師に、服薬状況、口腔機能等の情報を提供する。

② 自立支援の推進

- a 要支援状態（生活機能の低下状態も含む）にあっても、できる限りその悪化を

防ぐことを目的に、より効果的で充実したサービスの利用につなぐことができるようにケアプランを作成して支援する。

- b 要支援と要介護の移行が円滑にできるように、居宅介護支援事業所との連携を密に行う。

#### オ 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で人生の最期まで自分らしい暮らしを続けることができるように、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するため、医療機関と介護サービス提供事業所等との連携強化を図る。

##### ① 在宅医療・介護連携研修会の開催

医療・介護従事者等の関係づくりを進めるとともに、お互いの専門的な知識を生かしながら連携を深めることができるように、多職種が参加する研修会を開催する。

##### ② 山口・吉南地区地域ケア連絡会議への参画

保健、医療、福祉、介護の関係機関及び行政等で構成される「山口・吉南地区地域ケア連絡会議」が実施する会議や事業に参画し、在宅医療・介護連携を推進する。

#### カ 生活支援体制整備事業

高齢者の生活支援及び介護予防の体制づくりに取組む住民主体の活動団体等と連携しながら、地域の実情に応じた多様な主体によるサービス提供体制の整備を図る。

##### ① 生活支援コーディネーターとの連携

生活支援コーディネーターと連携を図り、高齢者の通いの場の創出、不足する生活支援・介護予防サービスの開発を行う。

##### ② 地域団体との連携

「地域支えあい会議」（協議体）や、地域関係団体と連携し、地域の状況に応じた生活支援体制を整備する。

#### キ 認知症総合支援事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるように、認知症の人や家族の意思を生かした支援に取り組む。

##### ① 認知症カフェ等の運営支援

認知症地域支援推進員と連携し、認知症カフェへの運営・活動支援、認知症家族会・若年性認知症家族会の運営支援を行う。

##### ② 認知症への早期対応・早期診断への支援

- a 介護予防出張講座を含めた様々な機会を活用し、認知症の理解促進、早期対応・早期診断の必要性、相談窓口等の普及啓発を行う。

- b 認知症地域支援推進員及び認知症初期集中支援チームと連携し、早期対応・早期診断に向けた支援を行う。
  - c 介護保険サービス等利用していない認知症高齢者の現状把握及び早期対応を行う。
- ③ 認知症の人・認知症介護家族への支援
- a 認知症の人の年齢や容態等に応じて、必要な制度やサービス等へつなぐ。
  - b 認知症サポーター養成講座に取り組み、地域や職場で認知症の人や家族を手助けするオレンジサポーターの活動の場を創る。
  - c 認知症による行方不明者を早期に発見できるように協力する。

#### ク 地域ケア会議推進事業

支援が必要な高齢者等への適切な支援を行うための検討を多様な関係者で行うとともに、個別ケースの検討によって共有された地域課題を地域づくりや政策形成に結びつける。

- ① 個別地域ケア会議の開催
- 個別ケースについて地域の支援者を含めた多職種が多角的な視点から検討を行うことにより、個別課題の解決を図る。
- ② 自立支援型地域ケア会議への参画
- 事例の提供や助言者としての参加を通して、介護支援専門員等の実践上の課題解決向上を図ることで、自立支援に資するケアマネジメント等の質を高める。
- ③ 地域別地域ケア会議の開催
- 個別地域ケア会議で検討した個別ケースの課題から、地域の生活課題について解決に向けた検討及び支援体制の構築を図る。
- ④ 地域ケア推進会議への参画
- 市域の地域課題解決に向けた推進会議に参画し、ネットワーク化、新たな資源開発等を市と連携し、協働で取り組む。

### (2) その他の事業

#### ア 一般介護予防事業

- ① 介護予防の普及啓発
- 介護予防出張講座に取り組み、介護予防の必要性について普及啓発を図る。
- ② 介護予防の推進
- a 高齢者が地域の一員として役割を持ち、社会参加できるように、高齢者自らの積極的な介護予防への支援を行う。
  - b 「いきいき百歳体操」を用いた住民主体の介護予防の通いの場の立ち上げや継続支援を行う。

c 住民主体の介護予防の通いの場を活用して、閉じこもり予防や栄養改善を含めたフレイル予防に取り組む。

イ 災害時要配慮者（高齢者）への支援

地域包括支援センターが把握する要配慮者（高齢者）を対象に緊急時避難支援アセスメント票を作成・更新し、平時から災害時における対応策の検討を行う。

ウ 申請代行業務

- ① 要援護高齢者等又は、その家族等の保健福祉等の利用申請手続きの受付、申請代行等の便宜を図る。
- ② 介護保険法による住宅改修に関する支援が必要な高齢者等に対して、適切な助言や理由書等の作成等支援を行う。

エ 担当地域内の介護保険サービス事業所が主催する運営推進会議への出席

オ 地域包括支援センター連絡会議への出席

市が開催する連絡会議（原則毎月開催）へ出席し、緊密な連携を図る。

(3) 指定介護予防支援事業

センターに併設して指定介護予防支援事業所（法第115条の22）を設置し、指定介護予防支援事業を実施すること。

ア 予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるように、その心身の状況、置かれている環境等を勘案し、自立支援の観点により作成した介護予防サービス計画に基づき、指定介護予防サービス等の提供に向けて介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整等を行う。

イ 介護保険法第115条の22の規定に基づき、介護予防支援事業者の指定を受けて実施し、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下、「指定介護予防支援基準」という。）を遵守するものとする。

ウ 指定介護予防支援事業の実施に当たっては、個々の状況に応じた自立支援に向けたケアマネジメントを行い、予防給付及び介護予防・日常生活支援総合事業に加えて一般介護予防事業等を含めた地域の社会資源などの多様なサービスの活用を努めることとする。

## 6 職員配置

(1) 包括的支援事業の実施に必要な人員

センターにおける包括的支援事業に必要な人員は、山口市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に必要なものに関する条例施行規則（平成27年山口市規則第21号）第3条に規定する人員配置基準に基づき、配置するものとする。

以下のアからウの専門職種ごとに各1名は専任とする。ただし、指定介護予防支援業務については、兼務して差し支えない。

ア 保健師その他これに準ずる者

- ① 保健師
- ② 保健師に準ずる者

高齢者に関する公衆衛生業務経験が1年以上あり、かつ、地域ケア、地域保健等に関する経験を有する看護師（准看護師を除く。）

イ 社会福祉士その他これに準ずる者

- ① 社会福祉士
- ② 社会福祉士に準ずる者

福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者

ウ 主任介護支援専門員その他これに準ずる者

- ① 主任介護支援専門員
- ② 主任介護支援専門員に準ずる者

ケアマネジメントリーダー養成研修（平成18年6月15日付け老発第0615001号厚生労働省老健局長通知による廃止前のケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について（平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づく研修をいう。）を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有する者

各圏域における人員数は次のとおりとする。

圏域	ア 保健師その他これに準ずる者	イ 社会福祉士その他これに準ずる者	ウ 主任介護支援専門員その他これに準ずる者	アからウまでのいずれかに該当する者	合計
北東部	1人	1人	1人	—	3人
南部 (川西)	1人	1人	1人	1人	4人



(2) センター長

(1) のアからウまでに掲げる職員のうち1名をセンター長として位置付け、センター長を中心として地域包括支援センターの運営を行うこと。

(3) 指定介護予防支援業務に従事する人員数

指定介護予防支援業務に従事する人員は、山口市指定介護予防支援等の事業者の資格並びに事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年山口市条例第41号）の規定に則り定められた山口市包括的支援事業実施要領により必要な人員数を配置するものとする。また、管理者は、センター長と別に位置付けることが望ましい。

各圏域におけるケアプラン平均作成件数及び参考人員数

圏域	1か月間での ケアプラン平均作成件数	指定介護予防支援業務に 従事する参考人員数
北東部	約195件	3人
南部（川西）	約251件	4人

※ 表のケアプラン作成件数は、令和2年度の実績を基に算定しており、人員数はそのケアプラン作成件数を基に算定したものである。

なお、記載の人数より多く人員を配置することも可能であるが、その場合は人件費を受託法人が負担すること。

(4) 開所時間内においては、1人以上の職員が事務室に残り、相談業務等に対応できる体制を執ること。

7 開設日及び開設時間

(1) センターの開設日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに年末年始（12月29日から翌年1月3日までの期間をいう。）を除く。

(2) センターの開設時間は、午前8時30分から午後6時までとする。ただし、土曜日は、午後5時15分までとする。

(3) センターの開設時間以外においても、電話等により連絡可能な体制とし、緊急時の相談・支援体制が取れるように努めること。

(4) 労働基準法（昭和22年法律第49号）の規定に則り、職員の労働時間を調整すること。

## 8 事業計画・事業報告

センターの業務に関し、市が定める期日までに、運営方針と地域の特性等を考慮した年間事業計画、収支予算書を市に提出すること。また、年度終了後速やかに、年間事業報告及び収支決算書を市に提出すること。

また、市が定める期日及び方法により、自己評価を実施すること。市は、センターから自己評価の報告を受け、公平・中立性の確保等を併せて精査し、評価（案）を作成する。その評価（案）を基に、運営協議会において評価を受けるものとする。

## 9 契約

受託法人は、契約するにあたり、山口市地域包括支援センターの設置に係る届出等に関する規則（平成23年山口市規則第20号）及び山口市指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則（平成19年山口市規則第2号）に基づき、市が定める期日までに関係書類を市に提出すること。

## 10 委託料の請求・支払及び精算

### （1）請求・支払

委託料は、当該年度の5月と10月に1年間の委託料の約2分の1ずつを市に請求し、市は適正なる請求書の受理後30日以内に概算支払を行うものとする。

### （2）精算

年度終了後速やかに収支決算書の提出をし、出納閉鎖期間内に精算を完了すること。  
なお、委託料は、総収入が総支出を上回った場合、その差額を市に返還するものとし、総支出が総収入を上回った場合、精査の上、その差額を市が補填するものとする。

## 11 再委託の禁止

受託法人は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

## 12 業務上の留意事項

### （1）法令等の遵守

受託法人は、センターを運営するに当たり、介護保険法その他の関係法令を遵守すること。

### （2）公正・中立性の確保

ア センターの運営に当たっては、正当な理由なく特定の事業者・団体・個人を有利に扱うことがないよう十分配慮すること。また、センターが高齢者等にサービス提供事業者等の情報を提供する場合は、公正・中立な立場から偏りがないようにすること。

イ センターの職員は、山口市の公共事業を受託しているという自覚のもと、名札、名刺、パンフレット、自動車、バイク等についても市民が見て、誤解を受けないように、受託法人名及び受託法人系列の事業所の名称等の情報を記載しないこと。

(3) 職員のスキルアップ

センターの職員は、相談援助技術やケアマネジメント技術の向上、業務を遂行するために必要な知識や技術の習得を目的に国・県等が実施する地域包括支援センター従事者研修等に積極的に参加、又は研修会を開催し、自己研鑽に努めること。また、研修で得た知識や情報については職員間で共有することにより、職員全体のスキルアップを図ること。

(4) 苦情対応

センターに対する苦情を受けた場合は、その内容及び今後の対応策について職員で協議し、職員全体に共有すること。また、市へ報告書を提出するとともに、必要な業務改善を行うこと。

(5) 守秘義務

センターの設置者若しくは、その職員及びこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

また、指定介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメントにかかる委託先の個人情報の取扱いについては、委託契約において関係法令を遵守し、厳重に取り扱う旨を明記し、その保護に遺漏のないよう指導・配慮すること。

なお、個人情報の取扱いについて受託者が講ずべき措置は、別記「個人情報取扱特記事項」によるものとする。

13 協議事項

第2層生活支援コーディネーター及び認知症地域支援推進員の配置については、別途市と協議することとする。

その他、本仕様書に定めのない事項を含む疑義については、市と協議の上、決定することとする。

## 別紙

## 貸与物品一覧

品目	数
車両（軽自動車）	北東部 : 3台 南部（川西）：4台
包括支援・ケアプランシステム ※上記システムは、次のとおりとする。 包括支援システム = Smile Compass ケアプランシステム = 福祉の森 future	北東部 包括支援・ケアプラン両方 3台 包括支援システムのみ 1台 ケアプランシステムのみ 2台  南部（川西） 包括支援・ケアプラン両方 4台 包括支援システムのみ 1台 ケアプランシステムのみ 3台
事務用パソコン	1台
プリンター	1台
ルーター	1台
HUB	1台
プリントサーバー	1台
固定電話（子機含む）	1台
事務用机	北東部 : 6台 南部（川西）：8台
事務用椅子	北東部 : 6脚 南部（川西）：8脚
相談机	4台
相談椅子	8脚
カウンター用テーブル	1台
カウンター用椅子	2脚
デスクトップ用机	1台
デスクトップ用椅子	1脚
キャビネット	1台
シュレッダー	1台

別記

### 個人情報等取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、業務の実施に当たっては、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報等の取扱いについて、善良なる管理者の注意をもって、個人の権利及び利益を侵害することがないように適正に管理しなければならない。

(定義)

第2条 個人情報等とは、業務を処理するために発注者から引き渡された個人に関する情報であって、山口市個人情報保護条例（平成17年山口市条例第12号。以下「条例」という。）第2条第1号及び第1号の2に規定する個人情報及び特定個人情報をいう。

(業務の処理)

第3条 受注者は、業務の処理について、その全部又は一部を問わず外部に委託してはならない。ただし、あらかじめその内容を明らかにして発注者の書面による承認を得たときは、この限りでない。その場合、受注者は当該委託先に対し、受注者の責任において、受注者と同等の義務を課しこれを遵守させるものとする。

- 2 受注者が行う業務の処理は、発注者の指定する場所で行うものとし、書面により確認する。
- 3 やむを得ず前項で定める場所以外での業務の処理を必要とするときは、事前に発注者と受注者とで協議の上実施するものとする。
- 4 受注者は、業務の処理に関し、事故が生じたときは、直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

(適正管理)

第4条 受注者は、個人情報等の漏洩、盗難、滅失又は改ざんの防止その他個人情報等の適切な管理のために、個人情報等を取り扱う受注者の作業従事者（以下「受注者の作業従事者」という。）を選任するとともに、業務処理施設のセキュリティ確保、個人情報等の運搬及び受注者の作業従事者の管理体制等について、必要な措置を講じなければならない。

- 2 受注者は、その在職中であると職を退いた後であるとを問わず、受注者の作業従事者に対し、本書の内容を周知徹底させ、遵守させなくてはならない。また、このことに必要な研修、指導等を適宜実施し、実施内容について発注者に報告するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、個人情報等の授受、保管について管理台帳を作成し、個人情報等の内容、取扱年月日、取扱者、数量等を記録しなければならない。
- 4 受注者は、発注者が提供する業務の実施に必要な個人情報等が記録されているデータ、帳票、資料等（以下「データ等」という。）を使用して新たに作成したデータ等（以下「作成データ等」という。）で、保存する必要がなくなったものについては、第三者の利用に供されることのないよう厳重な注意をもって、確実かつ速やかに処分しなければならない。

(秘密の保持)

第5条 受注者は、業務に関して知り得た個人情報等を第三者に開示又は漏洩してはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

2 受注者は前項の規定を遵守するため、受注者の作業従事者と秘密保持契約を締結するなど、必要な処置を講ずるものとする。

3 業務を処理する受注者の作業従事者は、業務の重要性を認識し、業務上知り得た内容の一切を第三者に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(目的外利用及び外部提供の禁止)

第6条 受注者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報等を業務以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止等)

第7条 受注者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、データ等の複写、複製又はこれらに類する行為をしてはならない。

2 受注者は、発注者の事前の承認がなければ、データ等及び作成データ等を第3条第2項で定めた作業場所以外へ持ち出してはならない。

(データ等返還及び作成データ等の抹消)

第8条 受注者は、業務が終了したとき、この契約が解除されたとき、並びにデータ等及び作成データ等を必要としなくなったときは、直ちに、データ等は発注者に返還し、作成データ等は抹消し、その旨を証する書面を発注者に提出するものとする。ただし、発注者が別の指示をしたときはその指示に従うものとする。

(報告及び検査監督)

第9条 発注者は、受注者に対し、この契約に関する業務の処理における個人情報等の管理状況について、報告を求めることができる。

2 受注者は、この契約に関する業務の処理における個人情報等の管理状況について、発注者による検査を適宜受けるものとする。検査の結果、不備が認められる事項が発生した場合、受注者は、発注者の指示、監督に従い改善するものとする。

(事故発生時における報告)

第10条 受注者は、この個人情報等取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

2 受注者は、速やかに被害の拡大を防止する適切な措置を講じなければならない。

3 発注者は、受注者の責に帰すべき事由により損害を受けた場合、受注者に対して損害の賠償を請求することができるものとする。

4 前3項の規定は、業務終了後及びこの契約解除後も、同様とする。

(第三者に及ぼした損害)

第11条 受注者は、この個人情報等取扱特記事項の履行に関し、第三者に損害を及ぼした

ときは、その賠償の責めを負うものとする。

2 前項の場合において、第三者に対し発注者が賠償をしたときは、発注者は受注者に対し求償することができるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、第1項に規定する損害が天災その他不可抗力によるものであるときは、その賠償の負担につき、発注者と受注者とで協議して定めるものとする。  
(法令等の遵守)

第12条 受注者は、条例を遵守するとともに、個人情報保護法等の関係法令を遵守し、個人情報等を取り扱う業務を適正に履行しなければならない。

(協議事項)

第13条 この個人情報等取扱特記事項に定める事項について発注者と受注者との間に疑義が生じたときは、発注者と受注者とで協議の上これを処理する。

以上